

おおやクリニック指定通所リハビリテーション・
指定介護予防通所リハビリテーション事業運営規程

第1条 医療法人社団おおやクリニック（以下「おおやクリニック」という。）が実施する指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 医療法人社団おおやクリニックが開設するおおやクリニック（以下「センター」という。）が行う指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、センターの医師、作業療法士、理学療法士、看護職員及び介護職員（以下「従業員」という。）が、主治医に通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1 医師の指示及び通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を図るため適切に行う。
2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供するにあたり、居宅介護支援事業や保健、医療、福祉サービスを提供する者と綿密な連携に努める。
3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所や保健、医療、福祉サービスを提供する者と綿密な連携に努める。
4 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供中に利用者に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------|
| 1 名称 | おおやクリニック |
| 2 所在地 | 栃木市片柳町二丁目1番50号 |

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに従事する従業員の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名以上

医師は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画の策定を従業員と共同して作成するとともに指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの実施に関する指示を行う。

- (2) 理学療法士 1名以上

運動機能や日常生活動作の改善を中心とした訓練や指導業務を行う。

看護職員 2名以上

- (3) 介護職員 6名以上

医学的管理下におけるリハビリを行い介護全般の業務とリハビリ訓練の介助、家族への支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日、営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の休日、振替休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時
サービス提供時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第7条 1日の利用定員は、1単位80人とする。

(利用内容)

第8条 センターの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(リハビリテーション)
- (3) 健康チェック
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス
- (6) 送迎サービス
- (7) 介護サービス

(利用料等)

第9条 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

3 前各項に定めるもののほか、利用者からの次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 次条に規定する通常の実施地域を超えて行う送迎の費用として、5キロメートルごとに500円とする。
- (2) 食材費として580円(おやつ代を含む)
- (3) おむつ代として(尿とりパット(小) 20円・紙パンツ 100円)
- (4) その他指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費となる。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

栃木市

(留意事項)

第11条 1 サービスの利用にあたっては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者申込者の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を当センターと利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービスの実施を変更しない。

4 利用者が病状の急変が生じた場合、その必要な場合は、速やかに主治医と連絡をとり指示に従う。

(非常災害対策)

第 12 条 常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 1 管理者は防火管理者を選任する。
- 2 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき年 1 回以上避難及び消防訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業員に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団おおやクリニックの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。